

## 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例要綱案 についての県民政策コメントの実施結果について

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例（滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例）要綱案について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、県民等からの意見等の募集を行ったところ、実施結果は次のとおりでした。

### 1 県民政策コメントの実施概要

#### (1) 実施期間

令和3年12月16日（木）から令和4年1月16日（日）まで

#### (2) 公表資料

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例  
（滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例）要綱案

#### 【参考資料】

条例要綱案の概要および参考資料

### 2 県民政策コメントの実施結果

#### (1) 意見等の提出状況 16人・団体 54件

#### (2) 意見等の内訳

意見等の概要	件数
総則的事項	6
基本的施策	12
事業活動・日常生活の取組	9
建築物・まちづくりの取組	5
自動車等の取組	4
再生可能エネルギー等の利用	6
その他・全般	12
計	54

#### (3) 意見等に対する考え方

意見等に対する県の考え方は別紙1のとおりとりまとめました。とりまとめに当たり、提出された意見等の一部は趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとしています。

※県民政策コメントの実施は関係団体等に直接周知し、市町に対して意見等の提出を求めたほか、検討の過程においても県民、事業者、関係団体等への説明や意見交換等を行っています。

#### (4) 条例要綱案の修正

提出されたご意見等を踏まえ、別紙2のとおり要綱案の修正を行いました。

## 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例要綱案に対する意見等と県の考え方

番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
総則的事項に関するご意見等					
1	個人	1	1	2050年ネットゼロ、2030年60%削減を目指すことを基本に、数値を明らかにすべき。環境先進県にふさわしいより高い目標を持つべきではないか。	2050年のCO2ネットゼロの実現を目指すことは、改正の趣旨および「3(1)基本理念」に明記しています。また、CO2ネットゼロの実現に向けた温室効果ガス排出量の削減目標については「8 推進計画」に定めることとしています。
2	団体	2	3	CO2ネットゼロ社会づくりに向けて、エネルギーの地産地消を原則としつつ、電力のみに限らず、すべての地域資源の利活用に言及しており、幅広い取組を後押しすると考える。	当規定の理念が実現できるよう、CO2ネットゼロ社会づくりの施策を推進してまいります。
3	個人	1	3	「CO2ネットゼロ社会は、化石燃料、原発から再生可能エネルギーへのエネルギーシフトが柱であり・・・」のようにエネルギーシフトを位置付けてほしい。	エネルギーシフトも社会経済構造の転換に包含されることから、原案のとおりとします。
4	団体	2	4	地域の実情に精通し、基礎自治体として地域ネットワークや地域特有の資源等を有する市町との連携を一層強化し、滋賀県と市町が一体となった温暖化対策を展開していくため、市町との連携の必要性や支援する旨を記載すべき。	市町と連携して取組を推進することを県の責務として定めています(4(2))。また、市町への支援については、県と市町とは対等の関係であることを基本としつつ、市町の意向を踏まえて技術的助言などに取り組んでまいりたいと考えています。
5	個人	2	4	県と他の主体との連携、支援策を明確に盛り込むこと。	他の主体との連携について、県の責務として記載する(4(1))とともに、財政上・税制上の措置について定めています(66)。具体的な支援策については、推進計画に定める施策に沿って毎年度の事業として検討していきたいと考えています。
6	団体	2	4	CO2ネットゼロ社会の実現は大変高い目標であり、全てのセクターの協業なしには達成不能。国の政策・施策との協調は必須と考えられるため、県の取組みとして「国との連携」について記述頂き、一体的に推進する方向性を明示頂きたい。	4(2)県の責務において、国との連携協力を明記しており、国の政策・施策との協調を図りながら一体的に取組を進めていきたいと考えています。
基本的施策に関するご意見等					
7	個人	3	8	住民意見の反映のしくみは、多方面からの検討を可能にする重要なしくみだと思う。十分透明性を確保することを望む。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
8	個人	3	8	国は2030年のCO2削減目標を46%としているがこれでは気候危機に対応できないと言われている。今全国の多くの自治体で温暖化対策計画の見直しが進んでいる。地域の集まりが国。各地域が意欲的に取り組んでこそ、国の目標値をもっとあげていくことができる。長野県は60%という目標を定めた。滋賀県もぜひ60%以上にしてもらえないか。	温室効果ガスの排出量の削減目標については、推進計画において定めることとしています(8)。
9	団体	2	8-9	推進計画の毎年の進捗状況について評価する仕組みについての記述が欠けている。市民参画のある評価委員会を置き、そこでの年次進捗評価をするよう求める。市民のうちの半数を気候変動問題の当事者性の強い10代、20代とすべき。	推進計画の進捗状況の評価は、CO2ネットゼロ社会づくり審議会への報告と一般への情報公開により実施することとしています(10)。併せて、県民や事業者などの皆様に参加いただき、CO2ネットゼロ社会づくりに関する情報・意見を交換する推進体制を盛り込んでおり(11)、こうした場も活用してまいりたいと考えています。

番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
10	個人	3	9	推進計画に基づく施策の実施の状況の審議会への報告・公表について、情報公開は非常に重要であり、推進してほしい。	ご意見も踏まえ、本条例の運用に当たり、引き続き適切な情報公開に取り組んでまいります。
11	個人	3	10	「指針」とは計画とは別か。	指針は、推進計画とは別に、事業者や県民がCO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりの取組を進める上での参考となる事例や条例に定める各種計画制度の記載事項などを定めるものです。
12	団体	3	11	滋賀県地球温暖化防止活動推進センターは地域で温暖化対策の普及啓発を行う中核的な拠点であり、県民や事業者等の取組を推進する役割を担っていけるよう、推進体制の中に滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを位置付けてほしい。	地球温暖化防止活動推進センターは、地球温暖化対策推進法第38条にその役割等が明記されているため、本条例で重ねて規定は行いません。
13	個人	3	12	CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりに寄与する技術を有する産業の育成および振興について、「努めるもの」となっているが、「のために措置を講ずるものとする」とした方が効果が見込める。	どのような産業をどのように育成・振興していくのか、なお検討が必要であるため、原案のとおりとします。
14	団体	3	13	CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりに関する情報、意見交換の機会の提供の具体的な展開に大いに期待する。事業者間・異なるセクター間で知見を共有し、活用できる場の提供を通じて、より能動的な貢献につながると考える。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
15	団体	4	14	環境教育に関しては、児童生徒への環境教育や環境学習、地域で活動するリーダーや専門知識・経験を有する人材の育成が急務であり、基本的施策で記載するだけでなく、新たな章立てを行い、記述内容を充実するべき。	CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりにつながる専門知識や技術を有する人材の育成の推進を新たに規定しています(14(3))。環境学習や人材育成はCO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりを進めるための基盤づくりとして、原案のとおり基本的施策に位置付ける予定です。
16	個人	4	14	(3)は以下のとおり修正してはどうか。「県は、大学その他の教育研究機関《やNPO等》と連携して、CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりに寄与する専門的な知識または技術を有する人材《、および人びとの参加と行動を促進する人材》の育成に努めるものとします。」	当規定は、専門的な教育を想定した内容であるため、教育研究機関と連携することとしています。また、CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりに寄与する専門的な知識や技術として、環境行動や環境教育など、人々の参加と行動の促進に関するものも含まれるため、原案のとおりとします。
17	個人	4	15	すべて「取組」となっているが、2050年ゼロおよび2030年までの削減量を担保するための措置を、それぞれの項目で「講ずるものとする」とした方が効果が見込める。	「15 県の率先実施」は、一事業者としての県自身の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に関する取組事項を示すものであり、具体的な取組内容は、推進計画に定めることとしているため、原案のとおりとします。
18	個人	4	15	廃棄物の処理にあたっては、県、事業者共に、単純焼却を禁止し、減量化により県全体で広域化を進め、熱エネルギー中心に利用し、エネルギーの地産地消に活用し、温室効果ガスの排出削減に貢献するよう努めるようにすべき。現在、草津市など小規模のエネルギー利用率の少ない焼却施設の建設が続いており、熱利用により二酸化炭素の削減の方向を進めてほしい。	「15 県の率先実施」は、一事業者としての県自身の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に関する取組事項を定めるものであるため、原案のとおりとします。

番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
事業活動・日常生活の取組に関するご意見等					
19	団体	4-5	18 22 23	「エネルギー消費性能」や「温室効果ガスの排出量」については、使用時の排出量のみがハイライトされているように感じる。長期的なCO2ネットゼロ達成に向けては、材料調達から廃棄に至る全過程での温室効果ガスを削減することが必要となるため、ライフサイクルアセスメント的な見方を取り入れることが必要ではないか。	ご意見を踏まえ、「23」については、ライフサイクル全体での排出量に関する情報の提供につながるよう「製品等の利用に伴う」を「製品等の製造、利用、廃棄等の一連の過程における」に修正します。 なお、利用時に限らず温室効果ガス排出量の少ない製品等の選択は、「20」の環境物品等の選択に含まれるため、「18」については原案のとおりとします。また、「22」についても特に利用時の温室効果ガスの排出量のみ限定していないため、原案のとおりとします。
20	個人	4-8, 10- 11	18- 24, 28- 33, 47- 48	事業者と県民の義務については、それぞれ無理なく「努める」ことができるように、「措置を講ずるものとする」とした方が効果が見込める。	CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会の実現のためには、県民や事業者の皆様も含めた関係者が、それぞれ自分事として自主的かつ積極的に取り組むことが必要であるため、原案のとおりとします。なお、県民や事業者の皆様の取組を促すよう、推進計画に定める施策に沿って毎年度の事業を検討していきたいと考えています。
21	団体	5-6	24	「温室効果ガスの削減又は吸収の量を販売するしくみ」は、画期的な取組と考え、強く支持する。また(2)の削減量の販売・購入を地産地消化する規定についても支持する。事業者として積極的な参画を検討する。さらに、(3)の県の取組としては、情報の提供に留まらず、県内の排出削減取組を販売対象としてクレジット化を進めるためのしくみ整備や運営など、流通する削減量の拡大・活性化に向けた取組をお願いしたい。	ご意見も参考に、びわ湖カーボンクレジットの活用拡大に向けて検討を進めてまいります。
22	個人	6	25	事業者には、報告だけでなく、東京都の「キャップ&トレード」のような目標達成のためのしくみを付与すると効果が見込める。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
23	団体	6	25	事業者行動計画については、エ、オの計画内容の強化によりCO2ネットゼロ実現までの道筋を描く計画に資する。他方、ウについては、製品開発に関する機密情報に関連するため、計画の公表は困難と考える。また、従来の方では公表目標に対する実施状況の達成度も公表されることから、目標未達を避け、チャレンジャブルな目標を公表しない傾向が想定される。実運用に向けては、これらの課題への対応を検討願う。	「25(2)ウ」の取組として機密情報に関する事項の記載を求める予定はありません。その他目標設定に関するご意見については、事業者行動計画制度の運用に当たっての参考とさせていただきます。
24	個人	6	25	アCO2ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する基本的な方針は、CO2ネットゼロ社会づくりに係る取組に関するCO2削減の具体的な目標とし、具体的な数値で目標をたてることを進めるべき。	「25(2)イ」において温室効果ガスの排出量の削減のための取組とそれにより達成しようとする目標を記載することとしています。制度の運用に当たり、可能な限り数値目標を定めるよう、促していきたいと考えています。
25	個人	6	25	事業者行動計画を作成させるのは良いが、それをしっかり評価して、フィードバックし、公表することが必要。作っただけではだめ。	事業者行動計画制度は、計画と実績の公表を通じて、事業者の主体的な取組を促進することを目的とする制度であるため、提出された事業者行動計画および報告は公表することとしています(25(6)、26(2))。また、毎年度、抽出訪問調査を実施し、課題の確認や改善策の提案を行うとともに、優良取組事業者を評価する仕組みの導入を検討してまいります。



番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
26	個人	7	28	県民は、省エネに努める努力義務はあるが、あえて使用量の把握の努力をすることは不要であり、当項目は削除すべき。どんな人も、普通に暮らして、脱炭素の暮らしが可能な社会を作る責任は国、行政にある。	省エネに取り組む前提として、電気、ガス、ガソリンなど、ご自身のエネルギーの使用の実態を把握していただくことは重要であると考えため、原案のとおりとします。 CO2ネットゼロ社会の実現は国や県などの行政の取組だけでは困難であり、県民や事業者の皆様も含めた関係者が、それぞれ自分事として捉え、自主的かつ積極的に取り組んでいくことが重要であると考えています。
27	団体	7	31	省エネ、グリーン購入、廃棄物の抑制のみにとどまらず、価値観を変え、県民意識の高め、ライフスタイルを変えなければいけない点の記述が必要ではないか。加えてエンカル消費や地産地消の重要性も記載すべき。	「31環境物品等の購入等」において、消費行動がCO2ネットゼロ社会づくりに影響を及ぼすことを意識して商品の選択に努めるべきことを明記しています。なお、エンカル消費や地産地消も環境物品等(環境への負荷低減に資する製品や役務)の選択に含まれるため、別途規定は設けません。
建築物・まちづくりの取組に関するご意見等					
28	個人	8	34	CO2ネットゼロの達成に不可欠なハード面の政策を実装するため、以下の内容を盛り込むことを求める。 ・新築の住宅・非住宅(ストックベース)における太陽光設置義務化 ・滋賀県独自の建築基準の導入や新築あるいは取得時の住宅、マンション、商業施設、公共施設にエネルギー・パス導入の義務化	国による建築物の省エネ・再エネ対策に関する規制強化の方針、立地条件による事業リスクやコスト負担の課題などを総合的に考慮して、県としては政策誘導により省エネ・再エネ設備の設置を推進してまいりたいと考えています。
29	個人	8	34	助成金、補助金を交付し、個人宅への太陽光パネルを義務とするようにしなければならないと考える。	個人宅への太陽光発電パネルの設置義務化については、立地条件による事業リスクやコスト負担の課題などを総合的に考慮して、県としては政策誘導により再エネ設備の設置を推進してまいりたいと考えています。
30	個人	8	34	ZEB,ZEHの義務化、新築においてエネルギーゼロの義務化とすべき。	国による建築物の省エネ・再エネ対策に関する規制強化の方針、立地条件による事業リスクやコスト負担の課題などを総合的に考慮して、県としては政策誘導により省エネ再エネ設備の設置を推進してまいりたいと考えています。
31	団体	8	37	自動車の運航に伴うCO2排出量を削減するためには、車両単体の燃費性能の向上に加え、エコドライブの実施および交通流の整流化が重要。まちづくりの配慮事項として、交通流の整流化についても触れて頂きたい。	交通流の整流化も、自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりに包含されることから、原案のとおりとします。
32	団体	8	37	「まちづくりが推進されるよう配慮するものとします」を、「まちづくりを、市町や自治会等との協力により推進します」と表現を強めるべき。また、「交通やまちづくりに関する対話の場を設け、県民および事業者に対し、モビリティ・マネジメント実施等の環境学習プログラムの普及に努めます」を追加すべき。	<b>ご意見も踏まえ、「推進されるよう配慮するものとします」を「促進するものとします」に修正します。</b> なお、市町や民間団体との連携協力は、「4県の責務(1)」として別途定めているため重ねて記載はしません。また、CO2ネットゼロ社会づくりに係る交通・まちづくりの具体的な施策については、推進計画に定めることとしています。

番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
自動車等の取組に関するご意見等					
33	団体	8	38	県民および事業者が取り組みやすい状況を整えることが必要。以下の追記を求める。 「県は、県民および事業者の公共交通機関もしくは自転車の利用または徒歩による移動を支援するため、サービスの向上や道路環境の改善、税制優遇等、必要な措置を講じるものとします。」	公共交通機関や自転車等による移動を可能とするためのサービスの向上や道路環境の整備等については、「37」に定める自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりに包含されることから、原案のとおりとします。
34	個人	8	38	事業者にも(電気自動車も含め)積極的な利用をうながして評価すること、交通機関利用しやすくなるようなまちづくりへの行動計画提出を。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
35	団体	9	40	「エコドライブ」の用語により「自動車の適切な運転および整備」を包括的に表現でき、かつ関連情報との連携が容易になる。	条例の表記のルールに基づき、原案のとおりとします。
36	個人	9-10	40-46	自動車のEV化、再生可能エネルギーの普及によって、多くは解決する内容であり、再生可能エネルギーの普及と共に、EV化をいつまでにすすめるのか、EV充電ステーションの普及にもっと力点を置く方が良いのではないか。	次世代自動車等や充電インフラの普及などの具体的な施策とその行程については、推進計画において定めることとしています。
再生可能エネルギー等の利用に関するご意見等					
37	団体	11	48	関係者の連携への県の支援については、事業を進める上で大変心強い。さらに、規制緩和についても推進願いたい。廃熱その他の未利用エネルギーの利用努力については、事業者の責務として推進すべき。同時に、利用の促進のためには「地域での熱の循環活用」等複数の参加者による取組が必要。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
38	個人	11	49	現在、再生可能エネルギーの施設設置における生態系の破壊については、設置における温暖化の緩和効果による生態系の保護という視点も合わせて総合的に見る必要があり、また、ゾーニングを明確にする作業が抜けているのではないか。	再生可能エネルギーのゾーニングに関しては、地球温暖化対策推進法に基づき、市町が定める促進区域(地域脱炭素化促進事業の対象となる区域)の設定に関する基準を、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める予定です。
39	個人	11	50	ネットゼロを早急に実現するためには、お金もかかる水素の普及はまだ先で良いのではないか。税金の有効活用という視点から「水素の利用促進」に税金投入は問題ではないか。	水素は、電力分野のCO2ネットゼロや、運輸部門や電化が困難な産業部門等のネットゼロも可能とするものであり、将来的な水素社会の実現に向けて、その利用促進を図っていく必要があると考えています。
40	団体	11	50	化石燃料を利用して生産した水素エネルギーの使用は推進すべきでない。以下の追記を求める。 「ただし、再生可能エネルギーにより生産したグリーン水素のみ推進し、その他の水素の利用は推進しないものとします。」	将来的には再生可能エネルギー由来の「グリーン水素」やCO2の回収・貯留技術と組み合わせた「ブルー水素」のみ活用される社会を実現していくことが求められますが、それまでの間は、化石燃料由来の水素を含めてその利用促進を図っていく必要があると考えられるため、原案のとおりとします。
41	団体	11	51	再生可能エネルギー電気供給拡大計画において、国が推進する「災害時のエネルギー源確保に有効である系統線活用型の地域マイクログリッド構築」との連携を織込むと、より一層地域の方々々に寄添う事になる。	本計画制度は、計画的な再生可能エネルギー由来の電気の供給拡大の取組を促すため、小売電気事業者に対して自主目標の設定と取組計画の策定を求める趣旨であるため、原案のとおりとします。ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。

番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
42	個人	0	0	<p>農地放棄地に太陽光パネルを設置するだけでなく、農作物を育てながらその農地上に太陽光パネルを設置し、作物も適当に光合成でき、雨水も得られるソーラーシェアリングを是非滋賀県で促進していただきたい。雑草が生えないような敷地や、コンクリートで固めたソーラー発電所は炭素を隔離できる大切な土壌を奪ってしまうことになる。</p> <p>ソーラーシェアリング  <a href="https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html">https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html</a>  環境再生型有機農業  <a href="https://www.patagonia.jp/story-111626.html">https://www.patagonia.jp/story-111626.html</a>  <a href="https://zwjapan.org">https://zwjapan.org</a></p>	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
その他・条例要綱案全般に対するご意見等					
43	個人			<p>低炭素(フォーキャスト)から脱炭素(バックキャスト)にトランスフォーメーション(変化・変容)している時代に改正でよいのか。</p>	2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指して取組を進めることを明示するなど、今般、条例の名称も含めて全面的な改正を行うこととしています。
44	個人			<p>いたるところに「～するよう努めなければならないこととします」という記載があり、実効性がない。努めるだけならば必ずしも結果が伴わず、努めた結果を脱炭素につなげるためには、それをし易くするための仕組みを計画に書き込むべき。何となくの努力ではなく、積極的な努力を促すにはインセンティブが不可欠であり、CO2排出の少ない行動をした人が得する仕組みが良い。</p> <p>一案として、自家用車を持たない世帯は住民税を大幅減免し、持つ世帯も、例えば走行距離が前年比1割減であれば住民税を一部減免することを提案する。自己申告とし、財源は全世帯の住民税を少し引き上げることで全員で負担することとしてはどうか。</p>	<p>条例で努力規定としている取組を促せるよう、推進計画に施策を盛り込んでいます。また、ご意見については今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきますが、自動車に関する課税措置については、地域ごとに公共交通の利便性に差異がある実情も踏まえて慎重に検討する必要があるものと考えます。</p>
45	団体			<p>「地域への貢献」や「地域への投資」という観点から、CO2ネットゼロ宣言など県および地域の様々な取組への参加・賛同が補助などの形で評価される仕組みづくりに期待している。</p>	<p>地域のCO2ネットゼロに貢献する県民や企業の皆さまの取組を評価する仕組みとして顕彰を盛り込んでいます(61)。併せてご意見についても、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>
46	個人			<p>CO2ネットゼロの達成に不可欠なハード面の政策を実装するため、生ごみの分別回収の義務化を盛り込むことを求める。</p>	<p>一般廃棄物の処理や分別回収は、廃棄物処理法に基づき市町が担っており、県の条例で義務づけを行うことは難しいものと考えます。</p>
47	個人			<p>地域循環型経済を促進するために、県民の出資・融資参加や収益の部分的な地域還元義務化等を織り込んだ「促進地域の基準」に関する事項を滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する項目を条例に追加する。</p>	<p>地球温暖化対策推進法に基づき、市町が定める促進区域の設定に関する基準を、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める予定ですが、同法では地方公共団体実行計画において定めることができるとされています。</p>
48	団体			<p>CO2排出量の観点からより排出量の少ないリユース(再使用)カートリッジの採用を進めていくべき。</p>	<p>ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。</p>

番号	区分	ページ	項目	ご意見等の概要	ご意見等に対する県の考え方
49	個人			CO2削減に伴いごみ問題も大きな課題。車通りの多い道では歩道側にポイ捨てがよく見られ、個人でゴミ拾いをしても到底追いつかない。それがやがて琵琶湖に流れつくことが非常に悲しく、野生動物の住処も生息環境が厳しくなるのではないか。市民の環境意識や脱炭素意識を高められるよう、呼びかけやニュースの取り上げに力を入れてほしい。	ご意見も踏まえ、CO2ネットゼロ社会づくりの必要性を県民や事業者の皆様に一層ご理解いただけるよう、情報提供や意見交換の機会の確保に努めてまいります。
50	個人			畜産業が1番CO2の排出が多い問題。畜産動物を育てる土地面積や肥料に使う穀物を育てる土地面積に大量の森林を破壊している。植林活動も必要だがお肉を食べることが大量のCO2排出に繋がるので身近な食べ物に視野を向けてほしい。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
51	団体	11-12	53	農業分野の取組について、炭素貯留など幅広い分野に言及しており、多くのセクターが参画した取組につながると考える。経済面での促進が図れるよう、24の「温室効果ガスの削減又は吸収の量を販売するしくみ」と本取組が関連付けられるよう期待する。	ご意見については、今後の施策等の検討にあたって参考とさせていただきます。
52	個人	12	54	食料とともに、エネルギーの地産地消も盛り込むべき。	エネルギーの地産地消は、「48 地域の再生可能エネルギー源を活用したエネルギーの有効利用等」において定めています。
53	個人	12	57	気候変動適応センターは、びわ湖環境科学研究所内に設置してはどうか。適応策のみならず、エネルギー環境の総合的なセンターとしてはどうか。再生可能エネルギーのゾーニングなども可能な組織に。	気候変動適応センターは琵琶湖環境科学研究センターを含む県の関係課・関係機関で組織しています。 なお、再生可能エネルギーのゾーニングに関しては、地球温暖化対策推進法に基づき、市町が定める促進区域(地域脱炭素化促進事業の対象となる区域)の設定に関する基準を、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定める予定です。
54	団体	13	59	滋賀県地球温暖化防止活動推進センターは、滋賀県で温暖化対策の普及啓発を行う中核的な拠点として活動しており、CO2ネットゼロ社会づくりの一翼を担っていることから、CO2ネットゼロ社会づくり審議会に参画させてほしい。	審議会は、第三者の専門的見地からの意見を聴取するための機関であるため、CO2ネットゼロ社会づくりに関連の深い分野の学識経験者等を中心に構成することを予定しており、本県から補助や委託を受けるなど利害関係を有する関係団体から委員として参画いただくことは現時点では考えていません。



## 別紙 2

### 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例要綱案の修正

県民政策コメントにより提出されたご意見等を踏まえ、次のとおり要綱案を修正しました。

#### 修正内容

- 1 23 について、利用に限定せず製品等につまわる全体的な温室効果ガスの排出量の情報提供とするため、「製品等の利用に伴う」を「製品等の製造、利用、廃棄等の一連の過程における」に修正しました。
- 2 37 について、「推進されるよう配慮するものとします」を「促進するものとします」に修正するとともに、それに伴い標題を修正しました。
- 3 その他、法制面から条文としてより適切なものになるよう、さらに検討を加え、4 (2) について、他の条項と表現を統一するため、「活動」を「取組」に修正しました。

---

#### 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例要綱案（抜粋）

#### 4 県の責務（第 4 条関係）

##### (1) 省略

(2) 県は、(1)の施策の策定および実施に当たり、市町その他の県以外の地方公共団体、国ならびに県民、事業者およびこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）と連携協力するとともに、県民、事業者および民間団体がCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関して行う活動取組の促進を図るため、(1)の施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとします。

#### 23 温室効果ガスの排出の量に関する情報等の提供（第 23 条関係）

事業者は、消費者が自らの消費生活に関する行動を通じてCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに寄与することができるよう、製品等の製造、利用、廃棄等の一連の過程に伴うおける温室効果ガスの排出の量に関する情報および事業者が行っているCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに係る取組に関する情報を消費者に提供するよう努めなければならないこととします。

#### 37 まちづくりに関する施策の企画立案等に当たっての配慮自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりの促進（第 37 条関係）

県は、土地利用の調整、都市計画の策定、交通体系の整備その他のまちづくりに関する施策の企画立案、実施等に当たっては、地域の実情に応じて、居住および日常生活のために必要な機能を集積させ、かつ、公共交通網の維持および充実ならびに公共交通機関の利便性の向上を図ること等により、自家用自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりが推進されるよう配慮するを促進するものとします。